

『医療費通知のコピー』が令和6年6月に受付する請求書から利用できます！

保険診療費自己負担額（以下、医療費）の支払いを証明する書類として、健康保険組合発行の『医療費通知（医療費のお知らせ）のコピー』が利用できます。（下の早見表を参照）

※ 令和6年度以前の『領収書』で請求していない期間を請求する場合にも利用できます。

【注意点】

- 今まで通りの『領収書』で請求する場合
→ 『領収書』で請求した期間の請求忘れ『領収書』は追加請求できます。
- 『医療費通知のコピー』で請求する場合
→ 『医療費通知のコピー』を利用して請求した期間の追加請求はできません。
- 同じ受診月の医療費を『領収書』と『医療費通知のコピー』を併用して請求できません。



希望により“公的機関からの補助金額”を概算で控除できます！

“公的機関からの補助金額（高額療養費等）の概算控除を希望”と請求書類の余白などに記載していただくことで、通知等の添付がなくても、互助会见込額で概算控除して給付ができるようになります。

※ 概算控除を希望する場合も今までと同様、受診月の翌月以降に互助会に書類が届くように提出してください。

【注意点】

概算額での控除を希望した場合、公的機関からの補助金（高額療養費、一部負担金払戻金等）の通知等の金額と差異が生じていても調整は行いません。



医療費補助金請求時の提出書類 早見表

～医療費の支払いを証明する書類別～

	『領収書』で請求	NEW 『医療費通知のコピー』で請求
支払書類返却希望	<p>※“公的機関からの補助金額の概算控除を希望”と請求書類の余白に記載した場合は、高額療養費等の通知は不要。</p>	<p>※ 支払いを証明する書類がコピーのため返却はしません。</p>
支払書類返却なし	<p>※“公的機関からの補助金額の概算控除を希望”と請求書類の余白に記載した場合は、高額療養費等の通知は不要。</p>	<p>※“公的機関からの補助金額の概算控除を希望”と請求書類の余白に記載した場合は、高額療養費等の通知は不要。</p>